

一般競争入札説明書

沖縄県が発注する修繕等の契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札(以下「入札」という。)については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和4年4月11日

2 入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度免税軽油単価契約
- (2) 内容 車両及び農業機械等の燃料
- (3) 購入予定品目 免税軽油 13,084 L

(4) 納入期間 契約日～令和5年3月31日

3 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)第2条の規定に基づく競争入札参加資格者名簿(有効期間至令和5年10月31日)の種目「石油」に登録された者。

イ 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに警察当局から排除要請がある団体でないこと。

(2) 農業研究センター(沖縄県糸満市真壁820番地)にある給油機3機に配送・補給出来る業者とする。

4 入札参加申込及び期間

入札に参加予定の者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を受付期間内に次の場所に提出すること。(郵送の場合は、書留郵便による。ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。)

入札参加資格の有無については、申請書確認の上、申請人に通知することとする。

(1) 受付場所 〒901-0336 沖縄県農業研究センター 総務管理班
沖縄県糸満市真壁820番地

(2) 受付期間 令和4年4月11日(月水)から令和4年4月18日(月)17時まで
受付時間 9時～12時、13時～17時(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

(3) 提出書類 ①一般競争入札参加資格確認申請書
②沖縄県物品管理課より通知される「審査結果通知書」の写し

③同種・同規模契約の履行証明書

④入札参加資格確認結果通知用封筒

(長形3号の封筒に84円切手を貼付し、住所・宛名を記入すること)

5 入札日時及び場所

(1) 入札年月日 令和4年4月22日 10時00分 開始

(2) 入札場所 沖縄県農業研究センター本館2階 小会議室

6 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額の100分の5以上とする。

7 入札保証金の納付方法

別紙「入札保証金について」による。

8 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、下記の内容を証明する書類を入札参加資格確認書類の申請時に合わせて提出すること。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札

(3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(4) 2人以上の者から委託を受けた者がした入札

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札

(6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(7) 入札条件に違反した入札

(8) 談合又はその他不正の行為があった入札

(9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

10 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契

約保証金に充当することができる。

11 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

12 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

13 契約保証金

契約保証金の率は契約金額の100分の10とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号または第3号に該当すると認められる場合は免除する。第3号に該当する場合、納入実績を証明する書類（契約書の写しを添付）を徴する。

14 その他

最低制限価格は設定しない。